

## ■入居申込者の資格等（原則として次の1～8の全ての資格を満たす方に限ります。）

1. 申込者は成人であること（令和4年4月1日から18歳以上が成人となりました。）
2. 現在住宅に困窮していることが明らかな方
  - ・ 申込者本人および同居予定親族に持家のある方（共有名義含む）は申込みができません。
  - ・ 日本国において住民票が作成されている方。
3. 同居しようとする親族（婚約者を含む）を有する方（正当な理由なく、世帯を不自然に分けて申込みをすることはできません）
  - (1) すでに同居している親族と同居する場合
    - ・ 親族の範囲は、配偶者（内縁を含む）、三親等以内の血族、二親等以内の姻族です。
  - (2) 現在別に住んでいる方と同居予定の場合（次のいずれかに該当しなければなりません）
    - ・ 申込日現在、申込本人または同居している親族と税法上の扶養家族の関係にある方であること。
    - ・ 独立して生計を営む三親等内の血族、配偶者、二親等内の姻族であり、住宅に困窮しているため現在同居できない状況にある方であること。
    - ・ 婚約している方で入居決定時までに婚姻が成立する方であること。
    - ・ 結婚しているのと同様（内縁）と認められる方であること。（住民票で「未届の夫」「未届の妻」となっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないこと。）
    - ・ 「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に基づく宣誓書受領カード等の発行を受けた方であること。
  - (3) 単身者（居宅で自活可能な方）でも、次のいずれかに該当する方は申込みできます。
    - ・ 60歳以上の方
    - ・ 1級から4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方。
    - ・ 生活保護を受給している方。
    - ・ 海外からの引揚者で引揚の日から5年を経過していない方
    - ・ ハンセン病療養所入所者等
4. 前年度の収入月額（同居予定の親族の収入を含む）が一定基準以下の方（年度の途中から入居する方は前々年度の収入月額を基準とします。）
  - ・ 収入月額の基準（裏面※2参照）

・ 原則階層世帯（一般の方）	158,000円まで
・ 裁量階層世帯（裏面※1参照）	214,000円まで
  - ・ 収入月額の計算方法  
【入居される方全員の所得の合計額】－【控除金額】÷12月＝月額158,000円以下  
(裁量世帯214,000円以下)  
※入居までに退職される方又は退職された方の所得は含まない。（入居までに退職証明書提出）
  - ・ 控除金額

・ 給与所得者（給与所得者、公的年金等の雑所得者）	1人につき100,000円
・ 配偶者、扶養者又は同居者	1人につき380,000円
・ 配偶者、扶養者のうち老人（70歳以上）	+100,000円
・ 扶養者のうち特定扶養（16歳～22歳）	+250,000円
・ 入居者、扶養者又は同居者に障がい者がいる場合	1人につき270,000円
・ 入居者、扶養者又は同居者に特別障がい者がいる場合	+130,000円
・ ひとり親	1人につき350,000円
・ 寡婦（ひとり親に該当する方を除く）	1人につき270,000円
5. 地方税（市町村民税等）を滞納していないこと
6. 申込者及び同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと
7. 甘楽町内に1年以上在住し、地方税等の滞納がない成人の方を連帯保証人に付けられる方
8. 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できる方

※1. 裁量階層世帯とは次に該当する世帯です。

裁量階層世帯	
高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居者がいる場合は、同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の方
障がい者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級、2級の障がい者 ・療育手帳の交付を受けているA1・A2・B1・B2の障がい者 ・手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等
戦傷病者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
小学校未就学世帯	同居者に、小学校未就学前の子どもがいる方
被爆者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

※2. 収入基準早見表（原則階層世帯：158,000円まで 裁量階層世帯：214,000円まで）

次の表に当てはまる方は収入基準を満たしています。（世帯に収入のある方が1人の場合で計算）

（注：年の途中で退職や転職をした方、あるいは事業を始めた方がいる場合には、この表は適用できません）

給与収入世帯（会社員、パート、事業専従者）の場合 <前年1年間の総支給額>

家族数（注1）	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯（原則階層）	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円
高齢・障害子育て世帯（裁量階層）	3,887,999円	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円

事業所得世帯（自営業、外交官など）の場合 <前年1年間の総支給額>

家族数（注1）	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯（原則階層）	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
高齢・障害子育て世帯（裁量階層）	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円

注1「家族数」とは

申込者本人、同居親族数、及び同居しないが申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（別居扶養親族）の合計人数です。なお、出産を控えている方はご相談ください。

収入とするもの

- 給与等による収入・・・給料、賃金、ボーナスなどの収入（会社員、店員、パート、事務専従者など）
- 事業等による収入・・・事業所得、利子所得、配当所得、雑所得（公的年金を含む）などの所得（自営業、外交官など）

収入としないもの

- 次の収入は0円とし、所得金額上の収入とはしません。  
（仕送り、増加恩給、遺族及び障害を至急事由とする年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、一時的な収入（退職所得・譲渡所得）
- 過去に収入があっても、申込日現在失業中の場合は、収入を0円とみなします。
- 現在は収入があっても、申込以後に退職することが申込時に確定しており、かつ退職後無職・無収入となる方は、収入を0円とすることができます。なお、退職後に退職証明書を提出しないと、入居できません。